議案第56号

三朝町国民健康保険税条例の一部改正について

次のとおり三朝町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96 条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年5月12日

三朝町長 吉田秀光

三朝町条例第 号

三朝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険税条例(昭和45年三朝町条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、 改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

(国民健康保険税の減額)

第15条 次の各号の<u>いずれかに</u>掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が47万円を超える場合には、47万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が9万円を超える場合には、9万円)の合算額とする。

(1) 略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者(当該納税義務者を除く。)及び特定同一世帯所属者(当該納税義務者を除く。)1人につき245,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該

(国民健康保険税の減額)

第15条 次の各号の1に掲げる国民健康保険税の納税 義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2 条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額 を減額して得た額(当該減額して得た額が47万円を 超える場合には、47万円)、同条第3項本文の後期 高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減 額して得た額(当該減額して得た額が12万円を超え る場合には、12万円)並びに同条第4項本文の介護 納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得 た額(当該減額して得た額が9万円を超える場合に は、9万円)の合算額とする。

(1) 略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額 及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第 2項に規定する金額に被保険者(当該納税義務者 を除く。)及び特定同一世帯所属者1人につき 245,000円を加算した金額を超えない世帯に係る 納税義務者(前号に該当する者を除く。) 当する者を除く。)

ア~カ 略

(3) 略

2 略

附 則

$1\sim5$ 略

(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除に係る国民健 康保険税の課税の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保 険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の 2の6第15項の規定の適用を受ける場合における前 項の規定の適用については、同項中「株式等に係る 譲渡所得等の金額」とあるのは、「株式等に係る譲 渡所得等の金額(法附則第35条の2の6第15項の規 定の適用がある場合には、その適用後の金額)」と する。

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越 控除等に係る国民健康保険税の課税の特例)

険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の 3第11項の規定の適用を受ける場合における第5項 の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲 渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所 得等の金額(法附則第35条の3第11項の規定の適用 がある場合には、その適用後の金額)」とする。

8~12 略

ア〜カ 略

(3) 略

2 略

附則

1~5 略

(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除に係る国民健 康保険税の課税の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保 険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の 2の6第7項の規定の適用を受ける場合における前 項の規定の適用については、同項中「株式等に係る 譲渡所得等の金額」とあるのは、「株式等に係る譲 渡所得等の金額(法附則第35条の2の6第7項の規 定の適用がある場合には、その適用後の金額)」と する。

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越 控除等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保 険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の 3第13項の規定の適用を受ける場合における第5項 の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲 渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所 得等の金額(法附則第35条の3第13項の規定の適用 がある場合には、その適用後の金額)」とする。

8~12 略

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の三朝町国民健康保険税条例の規定は、平成20年度以後の年度分の国民健康保険税に ついて適用し、平成19年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。